

収納管理WT標準（令和6年4月26日～令和6年5月10日開催）

#	改正・要望内容				標準仕様書改定内容							(収納管理WT) 要件の修正に係る確認事項				旧標準約（地方団体構成員）	方針						
	#	改正年度	施行日	分類	改正・要望内容	標準仕様書への反映	仕様書分類					ID	要件名	要件（変更前）	要件（変更後）			標準仕様書見直し不要の理由	備考	検討分類	修正事由	確認事項	修正方針（事務局案）
							機能要件	帳票要件	印刷項目	画面レイアウト	業務フロー												
1	-	-	-	-	送付充当通知のレイアウトを1枚にまとめてほしい。	○	●	●	●			0140076 0140149	送付充当通知書	実装必須帳票として、1枚版を新規追加(帳票ID:0140149) ただし、ペーパー削減状況も踏まえ、3.0版で公表している帳票（2枚版）も引き続き実装必須とし、どちらか一方を実装していれば要件に適合している整理とする。			報告	複数団体より意見が寄せられており、事務局検討の結果対応が必要と判断したため	-	WT資料2のとおり	(A市)：異議なし(発行システムも1枚で充当先まで確認できる様式となっているため問題なし。なお、明細行が足りない場合は同じ様式で2枚目が発行される。用紙節約の観点から1枚版の方が望ましい。 帳票追加の際は、請求書レイアウトの整備を速やかに行うこと (B市)：異存なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：事務局案のとおり (F市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：資料確認しました (J市)：意見なし (K市)：了解しました。 (デジタル庁)：意見なし	確認のとおり、送付充当通知書を新規で実装必須として追加する。また、1枚版が2枚にまたがる場合は、今回追加された1枚版を使用するよう、帳票要件で定義する。	
2	-	-	-	-	<変更元> 要件の考え方・理由 再度の計算処理は行わないことを想定している。 <変更案> 要件の考え方・理由 「納付すべき額」「納付済額」「過納額納税」については、再度の計算処理は行わないことを想定し、「充当後の未納額」については、送付充当通知書と同時する納付書との整合性を考慮し、再計算を行い最新の未納額を出力することを想定している。 <理由> 送付充当通知書の再発行の機能要件の要件の考え方・理由に「再度の計算処理は行わないことを想定している。」と記載されており、帳票ID 0140076、送付充当通知書の「納付すべき額」「納付済額」「過納額納税」は、過納額時点から変更されているので、要件の考え方・理由記載の通り、過納額発生時点から変更があった際も同じ金額で出力される必要があると思います。 また、2ページ目に記載の「充当後の未納額」については、充当後に未納が変わるため、既に送付している納付書から過納が発生しないようにしたい(未納額での納付書も発行する運用を行っている自治体があり、再発行時点でも最新の未納額での出力が必要と考えており、その部分は再度未納の計算処理もして出力するべきではないかと考えています。以前発行時点では、未納が最新ではなく、住民にも誤った情報を通知することとなるため、最新の未納額を取得するように検討をお願いしたいです。	○	●					0140263	送付充当通知書/再発行	要件の考え方・理由 再度の計算処理は行わないことを想定している。	要件の考え方・理由 「納付すべき額」「納付済額」「過納額納税」については、再度の計算処理は行わないことを想定し、「充当後の未納額」については、送付充当通知書と同時する納付書との整合性を考慮し、再計算を行い最新の未納額を出力することを想定している。			報告	要件の考え方・理由のみの修正のため	-	O市「要件（変更後）」に記載のとおり	(A市)：異議あり(再発行)は当時発行した送付通知書を取り替えるもので、未納額も当時のもので問題ないと認識する。金額欄の記載が変わるのであればすでに送付充当通知書も発行したことを確認して、再度決裁をとる必要はない。(送付充当内容を見直す必要がでてくるため、送付通知書を作り直すものとなる) (B市)：異存なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：事務局案のとおり (F市)：意見なし (H市)：再計算する際の延滞金の計算日は、再発行帳票に記載された発行日とする想定しようか。そうであれば問題ありません。(そのように機能を確認したほうがいいと考えます。) 再発行帳票の日付が元々の日付で再発行するのであれば、帳票の日付は延滞金の整合性がなくなってしまったため、誤解のないよう明記したほうがいいと考えます。 (I市)：確認しました (J市)：意見なし (K市)：了解しました。 (デジタル庁)：意見なし	自治体によって再発の計算処理に係る運用が分かれていることから、仕様書で一義的に定義するのではなく、自治体の運用に合わせて再計算の処理を実施した方が望ましいと思われるため、再度の計算処理については、要件の考え方・理由から記載を削除する。
3	-	-	-	-	収納管理標準仕様書のうち、機能ID:0140034において、取り込んだ納付データを基に各税目の消込用データを作成できることとあるが、消込用データ無しで取り込まれている「中間標準レイアウトの項目」の具体的な内容について示していただきたい。	○	●					140034	消込用データの作成・管理	取り込んだ納付データを基に、各税目の消込用データを作成できること。 <消込用データ> ・中間標準レイアウトの項目 ・納付年月日 ・収入年月日 ・消込処理日 ・納付書種別 ・eTAXの納税者ID ・収納機関番号 ・納付番号	取り込んだ納付データを基に、各税目の消込用データを作成できること。 <主な消込用データ> ・ 中間標準レイアウトの項目 ・ 基本データ・クレジットの項目 ・ 納付年月日 ・ 収入年月日 ・ 消込処理日 ・ 納付書種別 ・ eTAXの納税者ID ・ 収納機関番号 ・ 納付番号			報告	デジタル庁の横並び方針への対応のため	-	O市「要件（変更後）」に記載のとおり	(A市)：異議なし (B市)：異存なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：事務局案のとおり (F市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：確認しました (J市)：意見なし (K市)：了解しました。 (デジタル庁)：意見なし	確認の通り修正する。
4	-	-	-	-	納税証明書の備考欄の表記について確認させていただきます。 009004_9_標準印字項目-請求書_014収納管理.xlsx の以下の帳票では、 帳票ID：0140132、納税証明書、項目15 備考 帳票ID：0140133、継続検査用納税証明書（任意はがき）、項目19 備考 帳票ID：0140134、継続検査用納税証明書（汎用紙）、項目10 備考 内容列（QR）に「機構指定納付受託者に納付の委託が行われている場合は、その旨を記載することを想定。」と記載があります。このQRは「指定納付受託者」に記載する方が適切ではないでしょうか。 「機構指定納付受託者」とした場合、地方税共同機構が指定した納付受託者（※）なので地方団体で独自契約するレシート取納などが含まれないように読み取ってしまうのではないかと思います。 （※）機構指定納付受託者 令和4年度制度改正以降で「eTAXを通じた電子納付について、スマートフォン決済アプリやクレジットカード等による納付を可能とするため、地方税共同機構が指定するもの（機構指定納付受託者）に納付の委託を行うことができることとする」という記載があります。 機構指定納付受託者に納付の委託ができることとしたので、機構指定納付受託者は指定納付受託者の一部と判断できます。 （参考）指定納付受託者 地方公共団体の歳入等の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として、	○	●	●	●			0140132 0140133 0140134	納税証明書 継続検査用納税証明書 (任意はがき) 継続検査用納税証明書（汎用紙）	機構指定納付受託者に納付の委託が行われている場合は、その旨を記載することを想定。 例）機構指定納付受託者に納付の委託が行われているものを含まず。	機構指定納付受託者に納付の委託が行われている場合は、その旨を記載することを想定。 例）機構指定納付受託者に納付の委託が行われているものを含まず。			報告	制度運用上必要な修正であるため	-	O市「要件（変更後）」に記載のとおり	(A市)：異議なし (B市)：異存なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：事務局案のとおり (F市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：確認しました (J市)：意見なし (K市)：了解しました。 (デジタル庁)：意見なし	「指定納付受託者」は地方自治法、「機構指定納付受託者」は地方税法で規定されているため、両者を併記させる方針とする。
5	-	-	-	-	009004_9_標準印字項目-請求書_014収納管理において、「納付書」と名称がついてはいるものの、その中で共通して大分類「e-QR」があるかと思いますが、その中のQR「その他帳票条件」に、印字しなくてもよいものを示していますが、政府方針では2024年の以降、地方税納付書については原則QRコードを印字すること」となっており、矛盾が生じてしまうため、「その他帳票条件」に記載の内容を削除した方がよいように思います。	○	●						各種納付書	随時課税分や、住民税普通徴収等、印字必須でない場合印字しなくてもよい	<削除>			報告	制度運用上必要な修正であるため	-	O市「要件（変更後）」に記載のとおり	(A市)：異議あり(統合収納管理システムとして運用を想定しており、税務標準様式を納付書発行する科目全てに適用する予定です。e-QRを印字しない運用を想定しているので記載は必要と判断する。 (B市)：異存なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：事務局案のとおり (F市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：確認しました (J市)：意見なし (K市)：了解しました。 (デジタル庁)：意見なし	「その他帳票条件」の記載を削除することにより、確定税額通知分以外の納付書についても印字が必要となってしまうので、記載を削除ではなく、記載内容を修正する方針とする。
6	-	-	-	-	請求書について税目名称が11文字程度で定義されており、11文字であれば「個人住民税・森林環境税」が入るのですが、普通徴収、特別徴収、年金特別徴収などの文字を入れる団体も多く「個人住民税・森林環境税（普通徴収）」のように単純に「森林環境税」を追加すると文字数がオーバーしてしまいます。税目名に「森林環境税」の明記が必要な帳票については文字数の見直しが必要と考えております。	○	●	●	●			140037	口座振替不能通知兼納付書（任意はがき）	<納入済通知書> 項目6-課税内容-税目 桁数11桁 <徴収済通知書兼納付書（原付）> 項目6-課税内容-税目 桁数11桁 <口座振替不能通知兼徴収証書部分> 項目5-課税内容-税目 桁数11桁	<納入済通知書> 項目6-課税内容-税目 桁数17桁 <徴収済通知書兼納付書（原付）> 項目6-課税内容-税目 桁数17桁 <口座振替不能通知兼徴収証書部分> 項目5-課税内容-税目 桁数17桁			報告	桁数等の微修正のため	-	O市「要件（変更後）」に記載のとおり	(A市)：異議なし (B市)：異存なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：事務局案のとおり (F市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：確認しました (J市)：意見なし (K市)：了解しました。 (デジタル庁)：意見なし	別途ベンダが「レイアウト上収まらない」という意見があるため、基本フォントサイズを修正する形ではなく、レイアウトに収まるような最小フォントサイズを定義する方針とする。
7	-	-	-	-	#6と同様	○	●	●	●			140038	口座振替不能通知兼納付書（専用紙）	項目7-年度-税目-期別 桁数14桁 <徴収書部分> 項目4-課税内容-税目-期別 桁数15桁 <納入済通知書> 項目18-税目 桁数11桁	項目7-年度-税目-期別 桁数20桁 <徴収書部分> 項目4-課税内容-税目-期別 桁数21桁 <納入済通知書> 項目18-税目 桁数17桁			報告	桁数等の微修正のため	-	O市「要件（変更後）」に記載のとおり	(A市)：異議なし (B市)：異存なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：事務局案のとおり (F市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：確認しました (J市)：意見なし (K市)：了解しました。 (デジタル庁)：意見なし	#6と同様
8	-	-	-	-	#6と同様	○	●	●	●			0140104	新居住居納付書（個人住民税・森林環境税）(専用紙)	項目7-年度-税目-期別 桁数30桁 <徴収書部分> 項目4-課税内容-税目-期別 桁数15桁 <納入済通知書> 項目18-税目 桁数11桁	項目7-年度-税目-期別 桁数36桁 <徴収書部分> 項目4-課税内容-税目-期別 桁数21桁 <納入済通知書> 項目18-税目 桁数17桁			報告	桁数等の微修正のため	-	O市「要件（変更後）」に記載のとおり	(A市)：異議なし (B市)：異存なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：事務局案のとおり (F市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：確認しました (J市)：意見なし (K市)：了解しました。 (デジタル庁)：意見なし	#6と同様
9	-	-	-	-	#6と同様	○	●	●	●			140109	新居住居納付書（個人住民税・森林環境税）（任意はがき）	<納入済通知書> 項目6-課税内容-税目 桁数11桁 <徴収済通知書兼納付書（原付）> 項目6-課税内容-税目 桁数11桁 <徴収済通知書兼徴収証書部分> 項目5-課税内容-税目 桁数11桁	<納入済通知書> 項目6-課税内容-税目 桁数17桁 <徴収済通知書兼納付書（原付）> 項目6-課税内容-税目 桁数17桁 <徴収済通知書兼徴収証書部分> 項目5-課税内容-税目 桁数17桁			報告	桁数等の微修正のため	-	O市「要件（変更後）」に記載のとおり	(A市)：異議なし (B市)：異存なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：事務局案のとおり (F市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：確認しました (J市)：意見なし (K市)：了解しました。 (デジタル庁)：意見なし	#6と同様

収納管理WT標準（令和6年4月26日～令和6年5月10日開催）

#	改正・要望内容				標準仕様書改定内容										(収納管理WT) 要件の修正に係るご確認事項				田舎集約（地方団体構成員）	方針		
	#	改正年度	施行日	分類	改正・要望内容	標準仕様書への反映	仕様書分類					ID	要件名	要件（変更前）	要件（変更後）	標準仕様書見直し不要の理由	備考	検討分類	修正事由	確認事項	修正方針（事務局案）	
							機能要件	機能要件	印刷項目	機能バグ	機能バグ											
10		-	-	-	#6と同様	○					140119	徴収状（個人住民税・森林環境税）（圧縮はがき）	項目14-税目 桁数5桁	項目14-税目 桁数17桁			報告	桁数等の微修正のため	-	O列「要件（変更後）」に記載のとおり	(A市)：異議なし (B市)：異存なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：事務局案のとおり (F市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：確認しました (J市)：意見なし (K市)：了解しました。 (デジタル庁)：意見なし	フォントサイズを変更しなくても、17桁入るため、確認のとおり修正する。 ※ #6の対応は不要
11		-	-	-	#6と同様	○					140129	納付書	<徴収書部分（全期前納・期別納付書用）> 項目4-課税内容-税目-期別 桁数15桁 <徴収書部分（会費納付書用）> 項目6-課税内容-税目 桁数24桁 項目23-課税内容-税目-期別 桁数15桁 <納入済通知書> 項目18-税目 桁数11桁	<徴収書部分（全期前納・期別納付書用）> 項目4-課税内容-税目-期別 桁数21桁 <徴収書部分（会費納付書用）> 項目6-課税内容-税目 桁数30桁 項目23-課税内容-税目-期別 桁数21桁 <納入済通知書> 項目18-税目 桁数17桁			報告	桁数等の微修正のため	-	O列「要件（変更後）」に記載のとおり	(A市)：異議なし (B市)：異存なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：事務局案のとおり (F市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：確認しました (J市)：意見なし (K市)：了解しました。 (デジタル庁)：意見なし	#6と同様
12		-	-	-	#6と同様	○					140130	納付書（送付先付）	<徴収書部分（全期前納・期別納付書用）> 項目4-課税内容-税目-期別 桁数15桁	<徴収書部分（全期前納・期別納付書用）> 項目4-課税内容-税目-期別 桁数21桁			報告	桁数等の微修正のため	-	O列「要件（変更後）」に記載のとおり	(A市)：異議なし (B市)：異存なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：事務局案のとおり (F市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：確認しました (J市)：意見なし (K市)：了解しました。 (デジタル庁)：意見なし	#6と同様
13		-	-	-	①還付加算金計算書について 過誤納税発生後、還付加算金を計算し、充当処理を行っています。還付加算金の計算段階で「還付加算金計算書」が出力結果にあがりません。 その後地方団体によって「パターン」が異なるため、分岐の上パターンに移ると、還付請求日登録の後に再度還付加算金計算を行っています。こちらでも「還付加算金計算書」が出力されません。 一方、分岐の下パターンに移り、充当処理後の還付加算金の計算処理では「還付加算金計算書」が出力されています。 この違いはどのようにして修正する必要がありますでしょうか？ 充当がない場合も同様にはパターンと下パターンで異なります。	○						4.2.1 4.2.2 4.4.1					報告	複数団体より意見が寄せられており、事務局検討の結果修正が必要と判断したため	-	WT資料3のとおり	(A市)：異議なし、具体的に何をどう変更したかを「（収納管理WT）要件の修正に係るご確認事項」欄に示してほしい 「変更するに当たった経緯も示してほしい」 「還付加算金の計算が3回ある点についての理由が業務フローまたは機能要件などで確認できるようにしたい」 (B市)：異存なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：事務局案のとおり (F市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：資料確認しました (J市)：意見なし (K市)：了解しました。 (デジタル庁)：意見なし	確認の通り修正しつつ、還付請求書の送付については必須ではない旨をフロー図で追加する方針とする。
14		-	-	-	②還付請求日の登録について 過誤納税発生後の分岐（地方団体によって「パターン」が異なる）から上のパターンでは、還付請求書を受領後に還付請求日登録を行っています。下パターンでは還付請求書を受領後に還付請求日の登録処理がありません。 どのような違いによるのでしょうか？	○						4.2.1					報告	複数団体より意見が寄せられており、事務局検討の結果修正が必要と判断したため	-	WT資料3のとおり	(A市)：異議なし、具体的に何をどう変更したかを「（収納管理WT）要件の修正に係るご確認事項」欄に示してほしい 「変更するに当たった経緯も示してほしい」 (B市)：異存なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：項目13と同様 (F市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：資料確認しました (J市)：意見なし (K市)：了解しました。 (デジタル庁)：意見なし	#13と同様
15		-	-	-	③還付加算金の計算について 過誤納税発生後の一度目の還付加算金計算処理では、収納管理システムに向かって矢印が伸びているので、収納管理システムで計算を手動で行うイメージかと存じますが、充当処理後、還付前の二度目の還付加算金の計算処理では収納管理システム側から矢印が伸びています。この表現の相違については、手動の計算か自動の計算の違いということになりますか？	○						4.2.1 4.2.2 4.4.1					報告	複数団体より意見が寄せられており、事務局検討の結果修正が必要と判断したため	-	WT資料3のとおり	(A市)：異議なし、具体的に何をどう変更したかを「（収納管理WT）要件の修正に係るご確認事項」欄に示してほしい 「変更するに当たった経緯も示してほしい」 (B市)：異存なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：項目13と同様 (F市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：資料確認しました (J市)：意見なし (K市)：了解しました。 (デジタル庁)：意見なし	#13と同様
16		-	-	-	※4.4.1.70-①の矢印について 過誤納税発生後の分岐（地方団体によって「パターン」が異なる）のところで、3本一が伸びているのは、誤りということでしょうか？	○						4.4.1					報告	複数団体より意見が寄せられており、事務局検討の結果修正が必要と判断したため	-	WT資料3のとおり	(A市)：異議なし、具体的に何をどう変更したかを「（収納管理WT）要件の修正に係るご確認事項」欄に示してほしい 「変更するに当たった経緯も示してほしい」 (B市)：異存なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：項目13と同様 (F市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：資料確認しました (J市)：意見なし (K市)：了解しました。 (デジタル庁)：意見なし	#13と同様
17		-	-	-	「M P N標準（標準）（マル公）」であっても独自OCRが利用不可の場合、当市はペイジーを導入しませんが、OCR欄はM P N標準欄（カ22）の上段39桁、下段44桁（ペイジー標準）の印字が必要になるという点でしょうか。また、その際ペイジー標準の数字の羅列に意味はないため、別のデータレイアウトを提示頂けないでしょうか。	○					0140038	<納入済通知書> 項目3-払込料金負担区分 項目4-ペイジーマーク 内容：マルチペイメントネットワーク標準仕様に準拠する。 Pay-easy（ペイジー）収納サービスを導入していない場合は印刷しない。 項目20-MTID 項目21-OCR文字 その他編集条件：記載なし <原符> 項目6-ペイジーマーク 内容：マルチペイメントネットワーク標準仕様に準拠する。	<納入済通知書> 項目3-払込料金負担区分 項目4-ペイジーマーク 内容：マルチペイメントネットワーク標準仕様に準拠する。 Pay-easy（ペイジー）収納サービスを導入していない場合は印刷しない。 項目20-MTID 項目21-OCR文字 その他編集条件：ペイジーを導入しない場合、省略可能 <原符> 項目6-ペイジーマーク 内容：マルチペイメントネットワーク標準仕様に準拠する。 Pay-easy（ペイジー）収納サービスを導入していない場合は印刷しない。			報告	制度運用上必要な修正であるため	-	O列「要件（変更後）」に記載のとおり	(A市)：異議なし「実装必須項目」から「標準オプション項目」に変更するだけでよいのではないかと思います。あくまで内容欄に記載することとなった背景を請求書と機能要件などから読み取れるようにしてほしい (B市)：異存なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：事務局案のとおり (F市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：確認しました (J市)：意見なし (K市)：了解しました。 (デジタル庁)：意見なし	確認の通り修正する。 なお、A市の意見について、本記載はあくまで印字有無の制約に係る内容のため内容欄やその他編集条件に記載しており、オプションにしてしまうと、印字項目自体実装しなくてもよい状態になる恐れがあるため、印字項目の要件緩和は行わない。	
18		-	-	-	#17と同様	○					0140104	徴収状兼納付書（個人住民税・森林環境税）（専用紙）	<納入済通知書> 項目3-払込料金負担区分 項目4-ペイジーマーク 内容：マルチペイメントネットワーク標準仕様に準拠する。 Pay-easy（ペイジー）収納サービスを導入していない場合は印刷しない。 項目20-MTID 項目21-OCR文字 その他編集条件：記載なし <原符> 項目6-ペイジーマーク 内容：マルチペイメントネットワーク標準仕様に準拠する。	<納入済通知書> 項目3-払込料金負担区分 項目4-ペイジーマーク 内容：マルチペイメントネットワーク標準仕様に準拠する。 Pay-easy（ペイジー）収納サービスを導入していない場合は印刷しない。 項目20-MTID 項目21-OCR文字 その他編集条件：ペイジーを導入しない場合、省略可能 <原符> 項目6-ペイジーマーク 内容：マルチペイメントネットワーク標準仕様に準拠する。 Pay-easy（ペイジー）収納サービスを導入していない場合は印刷しない。			報告	制度運用上必要な修正であるため	-	O列「要件（変更後）」に記載のとおり	(A市)：異議なし「実装必須項目」から「標準オプション項目」に変更するだけでよいのではないかと思います。あくまで内容欄に記載することとなった背景を請求書と機能要件などから読み取れるようにしてほしい (B市)：異存なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：事務局案のとおり (F市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：確認しました (J市)：意見なし (K市)：了解しました。 (デジタル庁)：意見なし	確認の通り修正する。
19		-	-	-	#17と同様	○					0140106	徴収状兼納付書（軽自動車税（種別割））（専用紙）	<納入済通知書> 項目3-払込料金負担区分 項目4-ペイジーマーク 内容：マルチペイメントネットワーク標準仕様に準拠する。 Pay-easy（ペイジー）収納サービスを導入していない場合は印刷しない。 項目19-MTID 項目20-OCR文字 その他編集条件：記載なし <原符> 項目6-ペイジーマーク 内容：マルチペイメントネットワーク標準仕様に準拠する。	<納入済通知書> 項目3-払込料金負担区分 項目4-ペイジーマーク 内容：マルチペイメントネットワーク標準仕様に準拠する。 Pay-easy（ペイジー）収納サービスを導入していない場合は印刷しない。 項目19-MTID 項目20-OCR文字 その他編集条件：ペイジーを導入しない場合、省略可能 <原符> 項目6-ペイジーマーク 内容：マルチペイメントネットワーク標準仕様に準拠する。 Pay-easy（ペイジー）収納サービスを導入していない場合は印刷しない。			報告	制度運用上必要な修正であるため	-	O列「要件（変更後）」に記載のとおり	(A市)：異議なし「実装必須項目」から「標準オプション項目」に変更するだけでよいのではないかと思います。あくまで内容欄に記載することとなった背景を請求書と機能要件などから読み取れるようにほしい (B市)：異存なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：事務局案のとおり (F市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：確認しました (J市)：意見なし (K市)：了解しました。 (デジタル庁)：意見なし	確認の通り修正する。

収納管理WT工事（令和6年4月26日～令和6年5月10日開催）

#	改正年度	施行日	分類	改正・要望内容	標準仕様書への反映	標準仕様書改定内容					標準仕様書見直し不要の理由	備考	(収納管理WT) 要件の修正に係る確認事項				調査集約（地方団体職員）	方針			
				標準仕様書		仕様書分類				ID			要件名	要件（変更前）	要件（変更後）	確認事項			修正方針（事務局案）	調査集約（地方団体職員）	
						機能要件	機能要件	印刷項目・画面	編集・ソフト												
20	-	-	-	#17と同様	○		●		0140107	<納入済通知書> 項目3-払込科金負担区分 項目4-ペイジーマーク 内容：マルチペイメントネットワーク標準仕様事に準拠する。 項目19-MTID 項目20-OCR文字 その他編集条件：記載なし <原符> 項目6-ペイジーマーク 内容：マルチペイメントネットワーク標準仕様事に準拠する。	<納入済通知書> 項目3-払込科金負担区分 項目4-ペイジーマーク 内容：マルチペイメントネットワーク標準仕様事に準拠する。 Pay-easy（ペイジー）収納サービスを導入していない場合においては印刷しない。	<納入済通知書> 項目3-払込科金負担区分 項目4-ペイジーマーク 内容：マルチペイメントネットワーク標準仕様事に準拠する。 Pay-easy（ペイジー）収納サービスを導入していない場合においては印刷しない。		報告	制度運用上必要な修正であるため	-	〇列「要件（変更後）」に記載のとおり	(A市)：異議なし「実装必須項目」から「標準オプション項目」に変更するだけでよいのではないかと思います。あえて内容欄に記載することになった背景を請求元表や機能要件などから読み取れるようにしてほしい (B市)：異存なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：事務局案のとおり (F市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：確認しました (J市)：意見なし (K市)：了解しました。 (デジタル庁)：意見なし	確認の通り修正する。		
21	-	-	-	#17と同様	○		●		0140129	納付書 <納入済通知書> 項目3-払込科金負担区分 項目4-ペイジーマーク 内容：マルチペイメントネットワーク標準仕様事に準拠する。 項目20-MTID 項目21-OCR文字 その他編集条件：記載なし <原符> 項目6-ペイジーマーク 内容：マルチペイメントネットワーク標準仕様事に準拠する。	<納入済通知書> 項目3-払込科金負担区分 項目4-ペイジーマーク 内容：マルチペイメントネットワーク標準仕様事に準拠する。 Pay-easy（ペイジー）収納サービスを導入していない場合においては印刷しない。	<納入済通知書> 項目3-払込科金負担区分 項目4-ペイジーマーク 内容：マルチペイメントネットワーク標準仕様事に準拠する。 Pay-easy（ペイジー）収納サービスを導入していない場合においては印刷しない。		報告	制度運用上必要な修正であるため	-	〇列「要件（変更後）」に記載のとおり	(A市)：異議なし「実装必須項目」から「標準オプション項目」に変更するだけでよいのではないかと思います。あえて内容欄に記載することになった背景を請求元表や機能要件などから読み取れるようにしてほしい (B市)：異存なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：事務局案のとおり (F市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：確認しました (J市)：意見なし (K市)：了解しました。 (デジタル庁)：意見なし	確認の通り修正する。		
22	-	-	-	#17と同様	○		●		0140130	納付書（送付先付） <納入済通知書> 項目3-払込科金負担区分 項目4-ペイジーマーク 内容：マルチペイメントネットワーク標準仕様事に準拠する。 項目19-MTID 項目20-OCR文字 その他編集条件：記載なし <原符> 項目6-ペイジーマーク 内容：マルチペイメントネットワーク標準仕様事に準拠する。	<納入済通知書> 項目3-払込科金負担区分 項目4-ペイジーマーク 内容：マルチペイメントネットワーク標準仕様事に準拠する。 Pay-easy（ペイジー）収納サービスを導入していない場合においては印刷しない。	<納入済通知書> 項目3-払込科金負担区分 項目4-ペイジーマーク 内容：マルチペイメントネットワーク標準仕様事に準拠する。 Pay-easy（ペイジー）収納サービスを導入していない場合においては印刷しない。		報告	制度運用上必要な修正であるため	-	〇列「要件（変更後）」に記載のとおり	(A市)：異議なし「実装必須項目」から「標準オプション項目」に変更するだけでよいのではないかと思います。あえて内容欄に記載することになった背景を請求元表や機能要件などから読み取れるようにしてほしい (B市)：異存なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：事務局案のとおり (F市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：確認しました (J市)：意見なし (K市)：了解しました。 (デジタル庁)：意見なし	確認の通り修正する。		
23	-	-	-	収納管理の問合せになります。 税務システム標準仕様書【第3.0版】 009004_10_標準レイアウト_014収納管理.pdf 標準ID 0140039_口座振替不能通知 標準ID 0140041_再振替のお知らせ（汎用紙） ・標準ID 0140039_口座振替不能通知 「振替金額」「円」「有」 「納税義務者」「様」「有」 ・標準ID 0140041_再振替のお知らせ（汎用紙） 「金額」欄「円」無し 「納税義務者」「様」無し 上記項目は同件類似の出力項目と思われますが、お客様より「円」、「様」の有無が統一との指摘を受けております。軽微な表記のため弊社の判断で表記を統一しても問題ない範囲かと考えておりますが、お客様によっては軽微な内容でも標準レイアウトとの差異を指摘されることもあり、可能な限り標準レイアウトに沿った対応をしたいと考えておりますので、表記の統一をお願いできないでしょうか。もしもこの表記差異に理由があればご提示いただけますでしょうか。 納税義務者欄の「様」、金額欄の「円」について、他標準でも表記振替があるので、「様」「有」「円」有に統一する。	○		●		0140035 0140037 0140039 0140041 0140043	口座振替済通知書（圧着はがき） 「納税義務者」「様」無し 口座振替不能通知兼納付書（圧着はがき） 「納税義務者」「様」有り 口座振替不能通知 再振替のお知らせ（汎用紙） 再振替のお知らせ（圧着はがき） ・標準ID 0140035_口座振替済通知書（圧着はがき） 「納税義務者」「様」有り ・標準ID 0140037_口座振替不能通知兼納付書（圧着はがき） 「納税義務者」「様」有り ・標準ID 0140039_口座振替不能通知 「振替金額」「円」「有」 「納税義務者」「様」「有」 ・標準ID 0140041_再振替のお知らせ（汎用紙） 「金額」欄「円」有り 「納税義務者」「様」有り ・標準ID 0140043_再振替のお知らせ（圧着はがき） 「金額」欄「円」無し 「納税義務者」「様」有り	・標準ID 0140035_口座振替済通知書（圧着はがき） 「納税義務者」「様」有り ・標準ID 0140037_口座振替不能通知兼納付書（圧着はがき） 「納税義務者」「様」有り ・標準ID 0140039_口座振替不能通知 「振替金額」「円」「有」 「納税義務者」「様」「有」 ・標準ID 0140041_再振替のお知らせ（汎用紙） 「金額」欄「円」有り 「納税義務者」「様」有り ・標準ID 0140043_再振替のお知らせ（圧着はがき） 「金額」欄「円」有り 「納税義務者」「様」有り		報告	軽微な修正であるため	-	〇列「要件（変更後）」に記載のとおり	(A市)：異議あり表紙の統一に関する記載を全て実装オプションとするが「例」として示すものとすべき。すでに実装済システムベンダーへの配慮の上、仕様変更をしてほしい。 (B市)：異存なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：意見なし (E市)：事務局案のとおり (F市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：確認しました (J市)：意見なし (K市)：了解しました。 (デジタル庁)：意見なし	確認の通り修正する。			
24	-	-	-	帳票整理番号の必要性について、弊社も標準オプション機能とするか不要な要件ではないかという見解です。 機能ID0140471、帳票整理番号は機能要件で検索条件の一つとして記載されている点と個人画面に選択することを想定している点から 税務システム標準仕様書FAQ-31にある 「宛名番号は…中略…各団体の判断において、備考欄や標準レイアウトへ入印することは可能です。」 という回答が帳票記載の宛名番号で検索することで充足できるものを利用してはいます。 （帳票整理番号を実装必須項目から標準オプション項目へ移行してほしい。）	○		●		全帳票	帳票整理番号：実装必須項目	帳票整理番号：標準オプション項目		重複ペーダの表紙図鑑との意見が寄せられており、事務局最終の結果オプションが望ましいと判断したため	帳票整理番号については、欄外への宛名番号への印字で足りるかと考えておりますが、帳票整理番号が実装されない場合に運用上支障は生じますでしょうか。（宛名番号の印字が条件で禁止されているなど）	〇列「要件（変更後）」に記載のとおり		重複ペーダの表紙図鑑との意見が寄せられており、事務局最終の結果オプションが望ましいと判断したため	〇列「要件（変更後）」に記載のとおり	WT資料2のとおり	(A市)：異議なし窓口業務では宛名を検索することから始めるため。宛名番号の方が取りやすい (B市)：支障なし採用していないため (C市)：修正で問題ありません。実行、帳票整理番号は使用していません。 (D市)：支障は生じないと考えますので、事務局案の通りです。 (E市)：事務局案のとおり支障はありません。 (F市)：郵便物の引取りや返付の対応特定で難しいため、実装必須が望ましい。 (H市)：事務局案のとおりオプションが望ましいと考えますが、過去の議論と異なしますが問題ないのでしょうか。過去の議論において、当初、帳票に宛名番号を印字することを想定していたが、ある自治体から個人情報保護規定により印字はNGであるとの意見があり、印字のオプションを設定できるようにする案がでました。しかし、あるベンダーからそのような機能が難しいとの意見が出たこととデジタル庁からの個人情報保護の意向で宛名番号を印字しない代わりに、全て標準帳票で管理する仕様にいったと記憶しています。なお、事務局案は、帳票に帳票番号を宛名番号と記載しない場合は検索が可能になりますが、確認したところでしょうか。 (I市)：宛名番号の出力が、各種帳票におけることでは問題ないものと考えます。帳票ごとの通算なので能力があることにより、出力後発送までの間の各種事務の効率化を図ることが出来るものと考えますが、宛名番号の出力が、各種帳票にわたるのであれば問題ないものかと判断します。 (J市)：支障なし。支障なし。 (K市)：他の情報（区・年度・税目・通知書番号、通知書番号、証明書発行番号等）で案件や個人の特定が可能であると考えると、問題ありません。 (デジタル庁)：市区町村の実務に関する事項のため、回答を控えます。	確認の通り修正する。 なお、H市の意見については、過去に宛名番号を記載できないと意見していたと思われる自治体へ条例で宛名番号の印字を禁止しているわけではないと確認が取れている。
25	-	-	-	標準ID：0140080_還付請求書（郵送）について、個人番号の入力欄がないため、他業務の標準仕様に併せて追加していた点と、 以下、理由。 公金口座を利用する場合、公金口座の照合に個人番号が必要になりますが、個人番号の記載がないと、照合するには、自治体に登録している宛名情報から個人番号を特定しての照合はできると考えますが、納税義務者死亡者による相続人へ還付する場合かつ自治体に登録がない宛名情報の場合、照合ができませんので、個人番号の記載がないと還付ができないと思います。 そのことを国保や後援や介護の標準仕様書では、自治体もしくはベンダーより意見があり、追加しているかと思いますが、同様追加が必要と考えています。	○		●	●	0140080	還付請求書（郵送）	個人番号の記載欄：無し	個人番号の記載欄：有り		ベンダーより必要性について指摘されており、地方団体の運用状況次第では標準仕様書への定義が必要と考えられるため	①正列に記載のようが個人番号の記載がない場合、照合が不可という事象は異団体の業務上発生しないでしょうか。 ②デジタル庁の機能設計方針では、個人番号の記載欄有無については新設所管官庁にて判断する旨が示されています。当該とは印字項目への追加は想定していませんが、ベンダーの指摘を踏まえ個人番号記載欄の追加を検討しています。 欄の追加要旨や運用（実装必須項目が標準オプション項目等）について、ご意見等ございましたら頂戴できればと思います。	WT資料2のとおり		個人番号の記載欄について構成員の同意を確認すると、公金受取口座の制度に2024年度で廃止された仕組みのため、標準化に向けて実運用を開始する自治体もあり、要望も多岐にわたることが分かった。これを踏まえ、以下の対応方針とする。【対応方針】個人番号記載欄については、オプション項目として新たに請求元表で定義し、オプション項目であるためレイアウト上は定義しない。なお、個人番号記載欄に桁数分の種を表示させるべきでないかは自治体によって選択できるようにする。			
26	-	-	-	標準IDに印字される「口座番号」について、全角15桁もしくは全角30桁で定義されているところ、半角30桁に統一する。	-		●	●	0140031	口座振替開始（変更）通知（汎用紙）	全角30桁	半角30桁		ベンダーより意見が寄せられており、他業務の帳票も読み、事務局検討の結果対応が必要と判断したため	口座番号欄は他業務の帳票でも半角で表記されており、印刷の場合、桁数不足することもある。半角30桁に統一したいと考えております。問題ございませんでしょうか。	〇列「要件（変更後）」に記載のとおり	(A市)：異議なし半角も全角も許容する仕様とするべき。すでに実装済システムベンダーへの配慮の上、仕様変更をしてほしい。 (B市)：異存なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：問題ありません。事務局案の通りです。 (E市)：事務局案のとおり公金口座番号は半角のため問題なし (F市)：問題なし。（印刷していない） (H市)：問題ありません。 (I市)：確認しました (J市)：問題ありません。 (K市)：問題ありません。 (デジタル庁)：異議ございません。	全額返フォーマットでも全角30桁に定義されていることから、他税目では全角30桁で定義されているため、収納も全角30桁とする。そのため、標準IDに全角30桁のままより、修正は行わない方針とする。			

収納管理WT標準（令和6年4月26日～令和6年5月10日開催）

#	改正年度	施行日	分類	改正・要望内容	標準仕様書への反映	仕様書分類				ID	標準仕様書改定内容					(収納管理WT) 要件の修正に係る確認事項				回答集約（地方団体構成員）	方針	
				標準要件		帳票要件	印字項目・画面表示	画面レイアウト	業務フロー		要件名	要件（変更前）	要件（変更後）	標準仕様書見直し不要の理由	備考	検討分類	修正事由	確認事項	修正方針（事務局案）			
27	-	-	-	#26と同様	-			●			0140076	通付充当通知書	全角30桁	半角30桁			要検討	ベンゾより意見が寄せられており、他業務の帳票も読み、事務局検討の結果対応が必要と判断したため	#26と同旨	O列「要件（変更後）」に記載のとおり	(A市)：異議あり半角も全角も許容する仕様とすべき。すでに実装済みシステムベンダへの配慮の上、仕様変更をしてほしい。 (B市)：賛成なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：問題ありません。事務局案の通りです。 (E市)：事務局案のとおり口座名義人は半角のため問題なし (F市)：問題なし（現在は全角だが半角でもいい） (H市)：問題ありません。 (I市)：確認しました問題ありません (J市)：問題ない。 (K市)：問題ありません。 (デジタル庁)：異論ございません。	#26と同様
28	-	-	-	#26と同様	-			●			0140035	口座振替済通知書	全角30桁	半角30桁			要検討	ベンゾより意見が寄せられており、他業務の帳票も読み、事務局検討の結果対応が必要と判断したため	#26と同旨	O列「要件（変更後）」に記載のとおり	(A市)：異議あり半角も全角も許容する仕様とすべき。すでに実装済みシステムベンダへの配慮の上、仕様変更をしてほしい。 (B市)：賛成なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：問題ありません。事務局案の通りです。 (E市)：事務局案のとおり口座名義人は半角のため問題なし (F市)：問題なし（既取扱いがない） (H市)：問題ありません。 (I市)：確認しました問題ありません (J市)：問題ない。 (K市)：問題ありません。 (デジタル庁)：異論ございません。	#26と同様
29	-	-	-	#26と同様	-			●	●		0140032 0140043	口座振替開始（変更）通知（注釈はがき） 両面紙のお知らせ（注釈はがき）	全角15桁／2行	半角15桁／2行			要検討	ベンゾより意見が寄せられており、他業務の帳票も読み、事務局検討の結果対応が必要と判断したため	#26と同旨	O列「要件（変更後）」に記載のとおり	(A市)：異議あり半角も全角も許容する仕様とすべき。すでに実装済みシステムベンダへの配慮の上、仕様変更をしてほしい。 (B市)：賛成なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：問題ありません。事務局案の通りです。 (E市)：事務局案のとおり口座名義人は半角のため問題なし (F市)：現在は全角。半角に変えても見やせればよい (H市)：問題ありません。 (I市)：確認しました問題ありません (J市)：問題ない。 (K市)：問題ありません。 (デジタル庁)：異論ございません。	#26と同様
30	-	-	-	#30と同様 名義人に横がっていたので、削除する。 そのうえで、名義人が数字だと何かの勘違いと誤認される可能性があることから文字に変更する。	○			●	●		0140039	口座振替不能通知（汎用紙）	全角15桁 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 種	半角30桁 ｼﾞｬﾝｸﾞﾙ ｶﾛｼﾞ ｶﾛｼ			要検討	ベンゾより意見が寄せられており、他業務の帳票も読み、事務局検討の結果対応が必要と判断したため	#26と同旨	O列「要件（変更後）」に記載のとおり	(A市)：異議あり半角も全角も許容する仕様とすべき。すでに実装済みシステムベンダへの配慮の上、仕様変更をしてほしい。 (B市)：賛成なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：問題ありません。事務局案の通りです。 (E市)：事務局案のとおり口座名義人は半角のため問題なし (F市)：問題なし（現在は名義人の記載はない） (H市)：問題ありません。 (I市)：確認しました問題ありません (J市)：問題ない。 (K市)：問題ありません。 (デジタル庁)：異論ございません。	#26と同様 また、名義人に係る修正については「ｼﾞｬﾝｸﾞﾙ ｶﾛｼ」へと修正する。
31	-	-	-	#26と同様	-			●	●		0140041	両面紙のお知らせ（汎用紙）	全角15桁	全角30桁			要検討	ベンゾより意見が寄せられており、他業務の帳票も読み、事務局検討の結果対応が必要と判断したため	#26と同旨	O列「要件（変更後）」に記載のとおり	(A市)：異議あり半角も全角も許容する仕様とすべき。すでに実装済みシステムベンダへの配慮の上、仕様変更をしてほしい。 (B市)：賛成なし (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：問題ありません。事務局案の通りです。 (E市)：事務局案のとおり口座名義人は半角のため問題なし (F市)：問題なし（既取扱いがない） (H市)：問題ありません。 (I市)：確認しました問題ありません (J市)：問題ない。 (K市)：問題ありません。 (デジタル庁)：異論ございません。	全角15桁と定義されている帳票を全角30桁へ修正する
32	-	-	-	給算期間なしの場合は、実際に振込する際の送付加算金と送付通知書交付時の送付加算金が異なる可能性があるため、弊社の一部の自治体様では、振込確定時に送付金支払日確定通知書（A4、注釈はがき）という帳票を出力して送付しています。帳票要件に、標準オプション機能で追加したくないでしょうか。	○			●			新規			新規帳票として、送付金支払日確定通知書を追加する。 なお、本帳票は標準オプション「帳票」となるため印字項目及び帳票レイアウトは定義しない。			要検討	ベンゾより意見が寄せられているため、 ・現行運用の中で、確定した送付金や振込日を通知する 目的で、本帳票または簡する帳票を送付していますでしょうか。 ・現行運用で送付している場合、用紙サイズをご教示ください。		O列「要件（変更後）」に記載のとおり	(A市)：異議なし適用実績なし 帳票や機能を追加する際は必ず追加した背景とその機能・帳票の目的と用途を各種要件に記載すること (B市)：送付していない (C市)：修正で問題ありません。現行そのまゝな運用はしていません。 (D市)：送付金と振込日を併記して、A4サイズの帳票で送付しています。 (E市)：事務局案のとおり自治体では確定した送付金や振込日を通知する目的で、帳票を送付していません。 (F市)：問題なし（既取扱いがない） (H市)：問題ありません。本市では、本件のような帳票は送っていません。 (I市)：現在の自治体の運用では、送付通知書の出力時に加算額の確定を要する運用となっています (J市)：問題ない。送付金支払日通知書（A4）を文通命令欄に対象番へ発送している。 記載内容としては、振込予定日や送付金（加算金含む）等である。 (K市)：送付していません。 (デジタル庁)：市区町村の実務に関する事項のため、回答を控えます。	確認の通り修正する。
33	-	-	-	009004_9_帳票要件_014収納管理.xlsx、 [帳票ID:0140133]継続検査用納税証明書（注釈はがき） 当帳票を標準オプションとできないでしょうか。 ・同様の趣旨の帳票[帳票ID:0140134]継続検査用納税証明書（汎用紙）が 実装必須帳票として定義されているため、当圧縮/汎用紙様式は実装必須とする必要がないと判断します。 ・「続」N K Sの小型2軸の電子化対応で証明書を発行する自治体も少なくなる帳票です。 （詳細に帳票を校正した直後、不要になる帳票になってしまいます） 標準オプションとできない場合は現行様式をそのまま継続利用できる要件としていただきたいと思います。	○			●			0140133	継続検査用納税証明書（注釈はがき）	実装必須帳票	標準オプション「帳票」			要検討	ベンゾより意見が寄せられ、事務局検討の結果修正が必要と判断したため	継続検査用納税証明書（注釈はがき）については標準オプション「帳票」への変更を検討しておりますが、貴団体の運用上問題ありませんでしょうか。	O列「要件（変更後）」に記載のとおり	(A市)：異議なし (B市)：賛成なし (C市)：圧縮はがきでの運用を想定しているため、出力を希望します。 (D市)：問題ありません。事務局案の通りです。 (E市)：実装必須希望現行、多くの事業者より証明書の提示を求められるケースが多いため、実装必須としてもらう運用で発注の有無を各団体で判断しても良いと思われます。 (F市)：問題なし。Tfks連携により、R7年度以降は送付予定なし (H市)：問題ありません。 (I市)：今後電子化対応により発行が少なくなれば標準オプションで問題ないと考えます (J市)：問題あり。当市は、口座振替やスマホ決済の納税者へはがきの継続検査用納税証明書（圧縮）をはがきを送付している。 軽NKS導入後、紙帳票が減ったと思われるが、全量への事後代行業者（ディーラー等）（以降：業者）等へ周知がされていないことや、検査協会と連携があることでスムーズに検査が受けられなくなることと避けるため、業者から証明書が発行可能自治体の問い合わせが数回続々と発生している。 そのため、口座振替やスマホ決済が割合程度ある自治体では、証明書を送送し、納税者から証明書を送付業者へ提示されることが望ましい。 また、はがきのメリットはオフソーシングにより、自力で印刷する手間が省けることや郵便代の経費用減につながる。 汎用紙のデメリットは、封筒への封入作業があること、郵便代はがきより高価であることが挙げられる。 そのため当市は、標準帳票とすることを要望する。 (K市)：問題ありません。 (デジタル庁)：市区町村の実務に関する事項のため、回答を控えます。	実装必須帳票として要望があるため、標準オプション「帳票」とはせずに、従前通り実装必須帳票として定義する方針とする。
34	-	-	-	009004_9_帳票印字項目-様元表_014収納管理.xlsx、 [帳票ID:0140114]簡便状（個人住民税・森林環境税）_第四号様式 [帳票ID:0140114]簡便状（個人住民税・森林環境税）_第四号の二様式 様元表[項番:7]道府県民税、[様元表項番:8]森林環境税を標準オプション項目とできないでしょうか。 現行システムの簡便状では道府県民税を表示していない点、 他の簡便状（[帳票ID:0140104]簡便状兼納付書（個人住民税・森林環境税）(専用紙)）などでも定義されていない項目であるから不要な項目と判断します。	○			●	●		0140114	簡便状（個人住民税・森林環境税）	「道府県民税」「森林環境税」の内部記載あり	「道府県民税」「森林環境税」の内部記載無し			要検討	地方団体の実運用を確認の上、修正が必要があるため	貴団体において個人住民税に係る簡便状を発出する際、未納額の内部として道府県民税を記載しておりますでしょうか。 標準仕様書で定義している他の簡便状（注釈はがきタイプ・納付書タイプ）では内部出力する想定はありませんが、各団体の運用を確認させていただき、必要性が確認された場合は標準オプション項目として新規追加することも検討しております。	O列「要件（変更後）」に記載のとおり	(A市)：異議なし (B市)：記載していない (C市)：修正で問題ありません。 (D市)：道府県民税は記載されていません。 (E市)：問題なし（簡便状に未納額の内部として県民税の記載はしていない） (H市)：問題ありません。本市では、内部の印刷はありません。 (I市)：当市では現時点で本税額の合計のみでの標記の運用です (J市)：記載なし。 なで問題ない (K市)：記載していません。 (デジタル庁)：市区町村の実務に関する事項のため、回答を控えます。	確認の通り修正する。
35	-	-	-	「QRコード」という表記を「二次元コード」に修正する。	○	●	●	●	●				QRコード	二次元コード			報告	デジタル庁からの要請に基づく対応		O列「要件（変更後）」に記載のとおり	(A市)：異議なし (B市)：賛成なし (C市)：修正で問題ありません。可能であればQRコードの方が分かりやすいと考えます。 (D市)：意見なし (E市)：事務局案のとおり (F市)：意見なし (H市)：問題ありません。 (I市)：確認しました (J市)：意見なし (K市)：了解しました。 (デジタル庁)：意見なし	確認の通り修正する。